

東日本大震災の復興財源について(関係資料)

東日本大震災復興構想会議での議論(6/11会議資料から抜粋)

- ・復興財源については、国民全体で広く復興を支えるとともに、将来世代に負担を先送りすることなく今を生きている世代で確保。
- ・先行する復興需要を賄うために国債を発行する場合には、償還財源を担保。マーケットの信認を確保する観点から、復興支援策と同時にその財源措置を決定。
- ・既存歳出の見直しが必要。基幹税を中心に、政府において多角的な検討。

地方六団体の提言(6/13「国と地方の協議の場」資料から抜粋)

提言4 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度の創設等
国民的合意のもとに復興に必要な財源を確保すること。
また、被災した自治体や避難者を受け入れている自治体
が実施する復旧・復興のために増大する財政需要について
は、地方交付税総額とは別枠で確保するとともに、地域の
実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できる
自由度の高い包括的交付金制度の創設や国が実施する
直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体
からの負担金を廃止するなど、弾力的な財政支援措置等を
講じること。

提言5 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設
被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

(参考)

阪神・淡路大震災の復興資金とその財源内訳(林 敏彦教授による検証)

(単位:億円)

	国	県	市町	復興基金	その他				合計
					国関係団体	県市町関係団体	民間	計	
1. 21世紀に対応した福祉のまちづくり	9,400	4,410	3,240	2,710	4,632	3,321	637	8,590	28,350
2. 世界に開かれた文化豊かな社会作り	1,350	1,090	960	190		58	52	110	3,700
3. 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会作り	9,940	6,040	2,690	540		2,596	7,694	10,290	29,500
4. 災害に強く安心してらせる都市づくり	1,200	710	1,170	30		23	17	40	3,150
5. 多核・ネットワーク型都市圏の形成	39,090	10,710	20,990	30	17,968	1,682	7,830	27,480	98,300
合計	60,980	22,960	29,050	3,500	22,600	7,680	16,230	46,510	163,000
国と地方(県+市町)の構成比	6.1兆円 52%	5.6兆円 48%							

(出典)

「復興10年委員会(兵庫県)復興10年総括検証・提言報告 検証テーマ『復興資金 - 復興財源の確保』 検証担当委員 林 敏彦 放送大学教授」に一部加筆

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の概要

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

一般職給与法適用者の給与減額支給措置

- 1 俸給月額
 - 本省課室長相当職員以上（指定職、行（一）10～7級） 10%
 - 本省課長補佐・係長相当職員（行（一）6～3級） 8%
 - 係員（行（一）2、1級） 5%その他の俸給表適用職員については、行（一）に準じた支給減額率
- 2 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律 10%
- 3 期末手当及び勤勉手当 一律 10%
- 4 委員、顧問、参与等の日当 上限額を 10%
- 5 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末・勤勉手当を除く。）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

特別職給与法適用者の給与減額支給措置

- 1 俸給月額
 - 内閣総理大臣 30%
 - 国務大臣クラス・副大臣クラス 20%
 - 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等（以外の者） 10%
- 2 期末手当
 - 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス俸給月額の支給減額率と同じ
 - 以外の者 一律 10%
- 3 非常勤の委員等の日当等 上限額を 10%
- 4 秘書官一般職給与法適用対象者に準じて措置

防衛省職員給与法適用者の給与減額支給措置

- 1 俸給月額等
 - 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施
- 2 給与減額支給措置の特例について
 - 自衛官（将・将補（一）を除く。）並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、施行の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める期間まで給与減額支給措置を適用しない。

給与減額支給措置期間

公布の日の属する月の翌々月の初日から平成26年3月31日まで

1 国家公務員給与削減に係る片山総務大臣発言

「それぞれの自治体が自己の給与水準を認識して、地域の民間企業の従業員の給与水準とか、他の自治体の職員の給与水準とか、国家公務員の給与水準とかをにらみながら妥当な水準を決めていくのが地方公務員の給与の決定原則だから、それののっとして人事委員会なり議会なりが検証し、点検を行うということだと思う。」

(5 / 17 大臣会見 時事通信)

【参考条文】

地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給料表に関する報告及び勧告)

第二十六条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

2 国家公務員給与削減に係る野田財務大臣発言

問題は、地方財政計画上、地方公務員の給与関係費に国家公務員の給与カットを反映させるかどうか。これまでは国家公務員の給与の増減を翌年度の地財計画に反映させている。

野田財務相も「交付税は今までのルールに基づいて、その（予算編成）時期に適切に対応することだ」と述べ、地財計画へ反映させたい意向を示唆している。

（5 / 23 官庁速報【中央官庁だより = 財務省】から）

参考

過去に人事院勧告が完全実施されなかった例及びその際の地方財政計画の取扱

事例

勧告年月日	勧告内容	実施内容
S 5 7 . 8 . 6	4 . 5 8 %	凍結
S 5 8 . 8 . 5	6 . 4 7 %	改善率圧縮（2 . 0 3 %）
S 5 9 . 8 . 1 0	6 . 4 4 %	改善率圧縮（3 . 3 7 %）

地方財政計画での給与費の取扱い

地方交付税の総額の決定にあたっては、地方公務員の給与費の算定は、国家公務員が人事院勧告どおりに給与改定しない場合には人勧水準ではなく給与法の水準で行われている。

実際、昭和57年度に人事院勧告の実施が凍結された際には、減額再算定（給与改善費分の減額）が行われており、昭和58年度には前年度の凍結水準での算定が行われた。